委員提出資料

<u>岡本</u>	<u>委員</u>	P 1
佐藤	委員	P 2
	委員	P 4
	委員	P 9
	委員	P10
	委員	P 12

第2回復興推進委員会への意見申述

2012年6月5日 委員 岡本行夫

(5月15、16日に行われた本委員会の宮城・岩手両県視察、及び何度かの個人的な被災地訪問から得ている印象を次のとおり申し上げたい。)

1. 政府の各種施策は徐々に効果を現しつつあるが、被災地域の復興のペースは依然として遅い。復興計画は立派であっても、時間がかかりすぎては、その間に人々の勤労意欲は下がり、町を去る人々も出る。復旧・復興は時間との競争である。理想的な形の復興でなくても、「ベターの積み重ねがベストになる」との考えが重要である。

スピードのためには、区画整理は真に必要な地域だけとし、地元の合意形成のできた 適当地域では建築制限を外して中層の店舗併用住宅や水産加工施設などの早期建設を認 めるべきである。また中小企業支援にあたっては、新規起業者も助成の対象とすべきで ある。

- 2. 被災市町村の一部には疲れも見える。もともと役所の職員数を削減してきたところへ、 津波によって多くの犠牲者が出た。職員も被災者である。人手不足の役所や漁協などの 組織への人材支援が不可欠である。既に全国の自治体から支援要員が派遣されているが、 まだ十分ではない。特に政令指定都市からの応援職員の増派が望ましい。国が呼びかけ てほしい。また中央省庁からも、補助金の申請業務などを手伝うための要員派遣が望ま しい。政府に望みたいのは、次のことである。
 - (1) 国は被災地の要請を待たず、積極的に動いてほしい
 - (2) 出先機関、特に復興庁出先機関の裁量と調整権限を強化してほしい
 - (3) 交付金付与にあたっては、個人補助との境を柔軟に扱ってほしい
 - (4) 国は支援にあたって、困難性ではなく可能性を論じてほしい
- 3. いま被災地の漁業者を最も苦しめているのは、4月から厚労省が実施している食品の新安全基準である。1キロあたり500ベクレルと世界で最も厳しかった規制値を、さらに100ベクレルにまで引き下げた。(米国は1200ベクレル、欧州は1250ベクレル)。

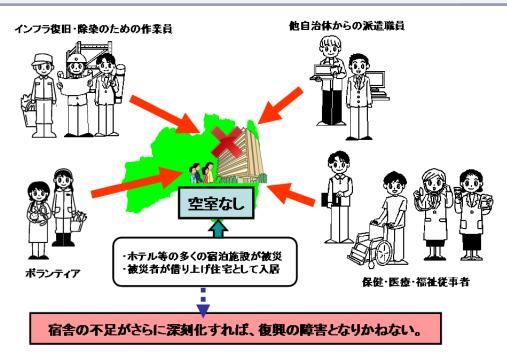
厚労省の措置は「放射能値は低いほどいい」というメッセージとして、国民の間に「放射能ゼロ信仰」を生んでしまった。スーパーなどは更に低い独自基準値の競争を始め、 東北の食料品生産者、特に漁業者は困窮している。

厚労省は、何らかの是正措置を至急検討してほしい。



今後審議すべき課題について【福島県】

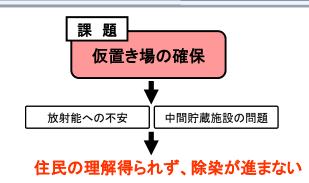
1 復旧作業に従事する作業員等のための宿舎確保について



そのため、以下に掲げるような対策が必要。

- ○道路工事等の小規模な事業においても、労働者用宿舎の設置費用を算入可能にするなど、 現行の公共工事積算基準の見直し
- ○遊休施設(例:廃校等)の宿舎転用に当たっての財政措置
- ○応急仮設住宅利用対象者の拡大等、既存制度の弾力的な運用

2 除染について



- ○国・県・市町村が連携し、効果的に住民理解 を促進するための手法について検討が必要。
- ○除染対策事業交付金の十分な予算措置と実情 に応じた柔軟な予算執行が可能となる仕組み づくりが必要。

3 災害廃棄物及び汚染廃棄物の早期処理について

- ○災害廃棄物や下水汚泥、焼却灰等の適正な処理及び処理施設の確保に向けて、国・県・市 町村が連携し、安全性に関する住民理解を得るための手法を検討する必要がある。
- ○膨大な量の廃棄物を処理するためには、再生利用の促進が極めて重要であるため、災害廃棄物の再生利用を促進するための手法を検討する必要がある。

4 JR常磐線の復旧について

JR常磐線は、福島第一原子力発電所事故に伴う 避難区域設定や津波等の影響を受け、広野駅~原 ノ町駅間及び相馬駅~亘理駅間が今なお運休と なっている。

また、JR東日本は、常磐線の駒ヶ嶺〜浜吉田(はまよしだ)駅間について、西側に移設して復旧する予定であり、鉄道施設部分の用地確保等、現位置復旧よりも事業費が増加する。

○JR常磐線は、東日本大震災からの復興を推進する上で必要不可欠なインフラであることから、早期全線復旧に向けて、国が責任をもって地元自治体や東日本旅客鉄道株式会社を支援する仕組みづくりが必要。



5 避難者への支援について

- ○現行の法制度では原子力災害による避難者支援に十分対応しきれていないことから、避難 者及び受け入れ自治体への実態に見合った支援が確実かつ迅速になされるようにすべき。
- ○県外も含めた受入自治体及び民間団体等による避難者支援策に対する財源措置が必要。

6 風評被害について

- ○本県では、農林水産物のモニタリング検査の強化等を図り、放射性物質の基準値を超える 食品を市場に流通させないよう万全を期しているが、依然として風評被害の影響は深刻。
- ○東京都では、福島県産品の販売、PRなどを展開するキャンペーンを継続して実施。 このような支援の輪が連鎖的に広がるような仕組み、働き掛けが必要。

7 復興交付金について

- ○本県は、原子力事故への対応に伴い、財政負担が増大するという特殊事情を抱えている。
- ○内陸部の市町村においても、幅広く復興交付金を活用することができるよう、物理的・面 的被害要件の緩和等、運用の弾力化が必要。

岩手県における復興の取組状況

1 「安全」の確保

処理進捗率 9.8%[H24.3] 〇 災害廃棄物の処理

- 材等としての ・H26年3月末までの処理完了を目途に、復興資 活用、県内処理、広域処理を推進。
- 0
- **6.8%** 氰に合わせ、 資定 能應。 **防災のまちづくり 津波防災施設の整備率 26** 沿岸 12 市町村において、津波防災施設整備1 興計画等に基づく具体的な土地利用計画を策、 復興交付金等を活用した復興まちづくりを推

2 「暮らし」の再建

一人ひとりの復興計画づくり沿岸全市町村で展開 O

ナンシャルプ ランナーを 配置、一人ひとりの復興計画応援セミナーを実施。 ・沿岸4地区に被災者相談支援セケを設置し、ファィ

〇 住宅の再建 住宅再建加算支援金※申請率 19.

- 接事業」を創設。※全襲等の世帯を支援するため住宅再建方法に応じ支給 者住宅再建支 % ・持ち家住宅の再建促進のため、県として「被災
 - 14 第1号災害 ・「岩手県住宅復興の基本方針」を策定し、公営住宅について、 可能な限り H25 年度までの完成を目指す。6/ご 復興公営住宅建設着工(釜石)

(沿岸) 71.7% 診療再開医療機関 〇 保健・医療・福祉供給体制の再構築

- 被災した医療 ・沿岸計 33 箇所の仮設診療所を整備するなど、 機関等の早期復旧を実施。
- 核とした被災 461 こころのケアセンター (盛岡+沿岸4地域) 者に寄り添ったこころのケア対策を推進

〇 教育環境の整備・充実 | 校舎復旧率 40.7%

- ・沿岸被災校 86 校の内 35 校は、校舎復旧済。
- 43 億 9900 万 円[H24.5])による被災した子どもたちの就学支援等を実施 ・県設置の「いわての学び希望基金」(寄附金額

3 「なりわい」の再生

産地魚市場水揚量 55.2%回復 〇 水産業の再生

- ムを構築 ・漁協による漁船等の一括購入と共同利用システ
- 旧と設備・機 ・中核的な産地魚市場の再開、施設の応急的な復 器の整備を推進

〇 商工業の再生 再開率 73.4%(被災事業所調査結果)

- 긵 ・「岩手県産業復興相談センター」や「岩手産業復興機構」 よる二重債務の解消等に向けた支援。
- と雇用を促進 申請受付開始) ・産業再生特区を活用し、被災地等への産業集積 (地域説明会を沿岸全市町村等で開催。
- 事業開始決定 中小機構が行う仮設施設整備事業の促進支援(うち完成 202 箇所[H24.5]) 274 箇所、

迅速な復興の実現に向けた課題と今後の復興の進め方について

復興の推進における課題

《共通的課題》

- 復興まちづくりや、心のケア活動、被災者 一人ひとりの復興、産業再生を支援する多 様な人材が必要
- 様々な課題を乗り越え、迅速で効果的な復 興を実現するための人、地域、組織の幅広 いネットワークが必要

の確保のために 「安全」

- 質の高いまちづくり等の復興事業を担う 技術者など、「安全の確保」分野の専門的知 識を有する人材の確保
- 災害廃棄物の平成 26 年 3 月末の処理完 了に向けた県内処理と**広域処理の拡大**
- る復興が完了するまでの間の継続した国 被災自治体が進める復興まちづくりに対 の力強い財政支援 to

「暮らし」の再建のために

- 災害復興公営住宅の整備など、迅速で質の
 - 高い住宅再建

保健・医療・福祉サービスの提供体制や教 育環境の迅速な再建 きめ細かな被災者支援

こころのケアなど、 のための人材の確保

「なりわい」の再生のために

က

- 被災した事業者の早期の事業再開に向けた 経営支援・投資の充実・強化
- 被災地域への産業集積による雇用の創出
- 全県的な観光振興による**交流人口拡大**

今後の復興の進め方

Ш

S

町

ဖ

件

4

2

徴

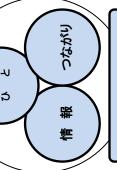
計

业

账

「イーラジャパン」 体制 いら 復興の推進

未曽有の被害をもたらした東日本大震災からの復興 を生きる国民全体が相互扶助と連携の下、「オールジャ 体制で復興を推進していくことが必要不可欠。 に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、



復興に関する制度・財源

《制度・財源》 迅速で着実な復興を実現する制度運用と財源確保

- 「復興交付金」の柔軟な活用や、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置など、 復興が完了するまでの確実な財政支援の確保・充実 0
- 迅速な復興のための各種規制の緩和や手続等の簡素化、「復興特区制度」の柔軟な運用

迅速な復興を担う多様な人材と雇用の確保 ۮۘٛ \$ \$

- 迅速な復興まちづくりのための住民との合意形成、復興事業の設計・発注、行政主体間 協議など、専門的・技術的な知識を有した職員の確保 0
- 被災者のこころのケアや、仮設住宅での生活支援、一人ひとりの暮らしとなりわいの復興 を支援するための専門的知識を有した人材の確保・育成 0
- 雇用復興推進事業の拡充等被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 0

《つながり》課題を乗り越え、迅速で効果的な復興を実現するつながりづくり

- 多様な主体による開かれた復興のための関係団体・企業・NPO等の連携体制の充実
 - 中小企業、小規模事業者の本格的事業再開に向けた経営支援
- 県内処理や復興資材としての活用で対応できない災害廃棄物の広域処理の促進 復興応援ツアーの展開など、復興を契機にした新たな交流人口拡大の支援 0000
- 報》継続的な復興支援と災害への備えのための情報発信の充実強化 警警

- 東日本大震災を「忘れさせない」ための被災地の状況と復興の取組に係る情報の集約と 継続的な発信 0
- 原発事故の風評被害防止のための放射線の影響等に係る十分な説明と情報の公表 犠牲者の鎮魂とともに、地震・津波災害の記憶を未来へつなぐメモリアル公園の整備 0 0

復興を一層加速するために必要な具体の項目については、別紙参照。 \uparrow

復興を一層加速するために必要な項目

岩 手<u>県</u>

1 迅速で着実な復興を実現するための制度運用と財源確保

(1) 各種規制の緩和や手続の簡素化

- ① 被災地域の迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・ 金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、**復興特区制度の柔軟な 運用**を図ること
- ② 東日本大震災復興特別区域法に基づく**復興整備事業以外の復旧・復興事業**について も、**土地利用規制等にかかる各種手続の簡素化**を図ること
- ③ **災害復旧事業**について、事業期間の延長など更なる**要件緩和や柔軟な運用、事務手 続の簡素化**等を図ること

(2) 復興関連事業に対する確実な予算措置

- ① **地方が創意工夫を発揮して事業を実施**することができるよう、**復興交付金等の柔軟な制度運用**について留意すること
- ② 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、**復興が完了するまで** の間、**復興交付金事業の確実な予算措置**を図ること
- ③ 復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、**復興交付金**は基幹事業として5省40事業が交付対象とされており、被**災自治体が復興計画等で掲げる全ての復興事業が対象となっていない**ことから、**復興交付金の交付対象外の復興事業**についても、着実な事業実施が図られるよう、**復興が完了するまで**の間、「復興枠」の確保等により**確実な予算措置**を図ること
- ④ 昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処できる資金として有益であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと
- ⑤ 被災した**医療提供施設**における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、 地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするととも に、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

(3) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保

国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、**国の直轄事業への負担金** や各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、さらには、補助対象とならない地方単独事業の負担分を合わせると、財政力の弱い本県にとって過重負担となり、今後の 復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する 財源措置の充実・確保を継続的に図ること

2 災害廃棄物(がれき)の処理に向けた支援等

本県の災害廃棄物は、柱材・角材が当初の推計を大きく下回る一方で、不燃系廃棄物が著しく上回る見通しである。ついては、**復興資材としての利用を促進し、かかる利用ができないものについては埋立処分等が進むよう、技術的・財源的な支援**を行うこと。また、**広域処理も含め関係機関等に対する強力なコーディネート**を行うこと

3 復興まちづくりの推進

(1) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

① 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところであるが、権利取得には多くの手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに、使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じること

② 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者に収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講じること

(2) 津波対策のための防災施設等の復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の**防災施設**並びに静穏度確保のための**防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備**すること

(3) 国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最も相応しい「陸前高田市高田松原地区」に国営メモリアル公園を整備すること

4 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援

沿岸部の鉄道路線は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の、特にも交通弱者である高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であるとともに、観光路線として、欠かすことができない貴重な交通手段となっていることから、一体的に整備すること

(1) JR線の復旧に係る支援制度の創設及び特例措置の実施

JR山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道㈱の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による**新たな支援制度を創設**すること

また、**市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設**が可能となるよう、**特例的な** 措置を講じること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の**全線復旧は、平成26年4月を予定**しており、それまでの間引き続き、財政支援措置(国庫補助、県及び市町村負担に対する震災復興特別交付税措置)を講じること

5 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

東日本大震災津波による発電所の被災などにより電力不足が深刻化していることから、 地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築 に取り組むこと

(1) 電力系統に係る全国的な一体的運用と支援措置

風力発電は北海道・北東北が高いポテンシャルを有しているなど、そのポテンシャルが地域に偏在する再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、電気事業者間の電力融通や周波数の異なる 50/60 ヘルツ間の融通拡大などの全国的な電力系統の一体的運用の推進や、大量導入の際に送電容量不足等により電力系統への接続ができないなどの事態を回避するため、電力系統の増強のための支援措置を講ずること

(2) 電力制度の抜本改革と財政支援

災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、非常時において地域内での需給バランスの確保を確立するための技術検証や非常時における送配電網の活用を可能とするよう、送配電部門の中立性確保など、**電力制度の抜本的な改革**、また、**体制整備に必要な財政支援措置**を講ずること

(3) 再生可能エネルギーの導入に向けた施策の充実

現在、見直しが検討されている**エネルギー基本計画**においては、**再生可能エネルギー の導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱**とし、その目標達成に向けて、更なる施策 の充実を図ること

6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化

(1) 放射線の測定及び除染対策

放射線量の測定及び除染対策については、本来国の責任において実施するべきものであり、国は、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じること

(2) 放射線の影響対策に対する十分な点検・対応とリーダーシップの発揮

国は、今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、**放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応**を行うとともに、 円滑な除染実施に向け、住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリー ダーシップを発揮し責任をもって行うこと

(3) 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理等に係る財政支援

国は、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を既存施設により処理することに伴い 必要となる経費や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化するとともに、必 要資材の安定供給に努めること

(4) 放射線の健康影響に関する基準の明確化とその周知

国は、国民の安全・安心の確保のため、**放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確**にするとともに、**国民へ分かりやすく周知**すること

(5) 原子力発電所事故に伴う損害に対する賠償等

国は、具体的に生じた損害のみならず**風評被害による損害**についても、**責任をもって 賠償等が行われるよう必要な措置**を講じること

7 被災者の生活再建に対する支援

(1)被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災に鑑み、**被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充** するとともに、**半壊世帯も対象**とするなど支援範囲を拡大すること

(2) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る**二重債務問題**については、その返済や新たな借り入れが困難な状況にあり、**被災者の生活再建に大きな障害**となっていることから、その**早期解決に向け、国による積極的な支援**を行うこと

8 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興に向けた漁業と流通・加工業の一体的 な再生支援

(1) 水産業の復興を担う漁業者の育成・確保

水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、**若青年漁業者の育成や新規就業者 の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続、強化**すること

(2) 漁業協同組合等の再建・支援

水産業再生の中核となる**漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化** や、**防災対策の充実**を図るため、**移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援**を行うこと

(3) 流通・水産加工業の復旧・復興への支援

水産業を支える**流通・加工業者の事業再開を促進**するため、**施設等の復旧・整備への** 支援を継続するとともに、**販路を再度確保するための取組を強力に支援**すること

(4)漁船や漁業資材の確保

漁業生産の再開には、**漁船や漁業資材の早期確保**が重要であることから、**造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかける**こと

9 被災企業等の支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の**既存債務に係るいわゆる二重ローン問題**については、その早期解決に向け、 既存債務の解消のための国による**地域の実情に合わせた積極的な支援**を引き続き行うこと

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、 昨年末をもって被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整 理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、**当該補助事業について、25 年度 以降も引き続き継続**して事業実施することや相当期間の繰越を認めること

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、地域の基幹産業や、雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な要件とされ、小規模事業者が採択され難い状況にあることから、当該補助事業の要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

復興推進に関する意見

2012.6.5

復興推進委員 堀田 力

1. 現地調査等で実感した問題点

ソフトの理念(アイデア)を欠く町に復興するおそれがある

- ○被災者を含む住民から、「どんな町に復興したいか」についての意見が聴 取されていない
- ○ソフトに関する情報(たとえば、高齢社会に適したコンパクト・シティ、 現在の被災者支援を発展した地域包括ケアの町の姿など)も、住民に提供されていない
- ○理念を欠いたまま災害公営住宅や公共の建物等が建築されていくと、無 秩序な町になる
- ○住民からの意見聴取や住民への情報提供については自治体間で差が大き く、従って復興プランの内容(どれだけ現在及び未来の住民の満足を得 られるか)について、格差が大きい
- ○復興が進んでいる事例の情報提供や専門性をもった人材が不足

2. 意見

関心ある推進委員及び復興庁等において、上記問題点その他の諸問題と現状を確認し、あるべきプロセス、現に行われているすぐれたプロセスとその成果等を把握・分析し、それを復興推進委員会の意見書に活用することが必要と考えるので、テーマ別勉強会を行うことに大賛成である。

なお、他のテーマとして、「事業及び雇用からみた町のあり方」が考えられ、その勉強会が、本勉強会と連携して問題を詰めることができれば、より総合的判断が可能になるかと考える。

復旧・復興の取組と主な課題について

宮城県

1 被災された方々に対する生活支援について

県内の約4万9千戸の応急仮設住宅等に居住されている約12万7千人の被災された方々に対し、仮設住宅サポートセンターで取り組む見守り、生活や健康に関する相談、地域交流サロン等によるコミュニティの構築・維持のほか、仮設診療所等の設置や訪問による健康状態の把握、心のケアなどの様々な支援を行う。支援に当たっては、NPO等民間支援団体との連携を図る。

また、県外に避難された方々の正確な把握や支援が困難な状況となっており(「全国避難者情報システム」(総務省)では、県外避難者は9,078人(平成24年5月11日現在))、今後、所在の把握に努め、支援を行う。

【主な課題】

- ○応急仮設住宅の供与期間の延長及び契約手法等の簡素合理化
- 〇応急仮設住宅の追い焚き機能の追加工事・物置の設置に伴う施工体制の整備等
- ○県外避難者の把握及び情報格差(避難者の避難先自治体への届出の推進)
- ○「新しい公共」の担い手への継続的な支援(NPO等による被災者支援の継続)
- 〇被災者の心のケア支援事業の継続(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しと期間延 長)

2 恒久住宅の整備について

応急仮設住宅等で仮住まいをされている方々が一日も早く恒久住宅に入居できるよう、市町 と一体となって災害公営住宅の整備や災害に強いまちづくりに取り組む。

災害公営住宅については、平成 27 年度までの 5 年間で約 15,000 戸を整備する計画で、これまで、9 市町、18 地区、1,597 戸について事業着手している。

防災集団移転促進事業は 12 市町の 196 地区、被災市街地復興土地区画整理事業は 11 市町の 33 地区で計画している。

【主な課題】

- 〇災害公営住宅用地の確保と取得・造成費補助の平成 26 年度以降の継続
- ○被災市町の災害公営住宅整備ノウハウ・マンパワーの不足
- ○津波復興拠点整備事業における採択要件(箇所数、面積)の制限緩和

3 被災企業の事業再開や民間投資促進等による雇用の確保について

被災された方々が安定した生活を営めるよう、被災した企業や壊滅的な被害を受けた農林水 産業の早期復興に向けた支援により、雇用の確保に努める。

また、ものづくり産業の更なる集積やクリーンエネルギーなどの次代を担う新産業の育成に あたっては、復興特区制度を最大限活用するなどして民間投資を積極的に呼び込み、雇用の場 の創出を図る。

【主な課題】

- 〇グループ補助金の継続的な実施と本県への重点的な予算配分(更なるニーズ拡大への対応)
- ○漁港施設用地の嵩上げ
- ○被災された方々の雇用の維持・確保
 - 被災企業の再開に向けた雇用維持支援
 - ・必要な求人の確保と安定的な雇用機会の創出
 - ・雇用のミスマッチの解消
 - (「事業復興型雇用創出事業」の制度拡充,「被災者雇用開発助成金」に係る対象労働者の 要件緩和など)
- 〇沿岸部の厳しい雇用環境

(平成 24 年 4 月の有効求人倍率 県全体 1.04 倍に対し気仙沼 0.60 倍、石巻 0.77 倍)

4 東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

放射性物質を含んだ稲わらや汚泥などの処理のほか、風評被害や賠償問題など解決されていない課題が山積しており、国による早急な対策を求める。県としては、農畜産物への放射能の影響について安全性の確認と周知に引き続き取り組むとともに、学校や保育所等の給食用食材の放射能検査体制整備など、県民の健康への不安払拭に努める。

【主な課題】

- 〇県内9市町の汚染状況重点調査地域での除染に伴って生じる除去土壌の処理
- ○原子力損害の被害者に対する速やかな損害賠償金の支払
- 〇農林水産業・観光業等の風評被害(風評被害に係る損害賠償が迅速かつ確実になされるよう「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」に速やかに明示)
- ○農林水産物(食用)中の放射性物質の新基準による影響
 - ・基準値を超える農林水産物の増加
 - 基準値以下の食品に対する風評被害
- 〇消費者(特に本県の農林水産物の主要な消費地である首都圏等の消費者)の放射性物質に 対する不安解消(分かりやすい情報発信・県産農林水産物の信頼性向上)

1.「新たな共助の形」実現の課題と取組事例

震災後明確となった従来の自治体のあり方では乗り越えることのできない多くの現 実から、「新たな共助の形」を実現する為の課題と、実際取組んでいる事例を以下に記す。

【1】課題

- (1)被災した役所(役場)は、職員減少と業務増大のため、従来の行政サービスを現体制では行えない。
- (2)他県からの応援職員は3カ月交代ルールがあるため、委託する業務が限定されてします。
- (3)被災地の社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)は現行のままでは、ボランティア受け入れ能力に限界がある。コーディネイトができない。 (マンパワー不足・ボランティアと被災者のマッチングが不十分)

【2】「新たな共助の形」の事例

上記の課題から被災地では課題克服の為に新たな取り組みを行い成果が上がっている事例があります。

- (1) 役所(役場)の自前主義からの脱却
 - ①カウンターパートによる継続的な被災地支援
 - a.名古屋市の陸前高田市への丸ごと支援を実施。 名古屋市は自発的に「顔の見える支援先」として陸前高田市に特化した支援策 を実施している。(2012 年 3 月現在の支援費用 4 億 5000 万円)
 - b.関西広域連合による受け持ち被災県を固定しての支援。 1年間で延べ6万2600人の職員を被災地に送り込む。
 - ②自治体スクラム(被災地1に対し複数の自治体が長期的包括的に支援)による支援の実施。
 - a.南相馬市へ東京都杉並区・北海道名寄市・群馬県東吾妻町・新潟県小千谷市が 支援している。
 - ※複数の自治体が支援することで、支援した自治体も同時被災を避けることができ、復旧復興に求められる専門職員を継続して送りこめる。

横山委員提出資料

- ③後方支援体制(域内の自助)
 - a.岩手県遠野市の釜石市など沿岸 6 市町への後方支援を行った。 沿岸 6 市町が半径 50 和圏内にある地理的条件を生かし、市総合運動公園を 開放し自衛隊・警察・消防・医療チームの拠点とした。また、震災翌日から遠野 市民総出の炊き出しを実施し沿岸被災地へ送った。
 - b.山形県の宮城県支援として県総合運動公園メインアリーナの開放

(2) 受援力の向上

- ①社協と連携した「石巻災害復興支援協議会」の大きな役割(石巻モデル) 「石巻災害復興支援協議会」は団体ボランティアの登録や支援先のマッチング を担当し、社協は個人の対応に専念する。
 - ※社協は可能な範囲から外部に任せることで余力が生じ、地域密着の支援と 新たな支援ニーズを開拓することができる。
 - ※「石巻災害復興支援協議会」は現在 10 分科会を設置し、登録団体の定期的 連絡会を開催し、情報共有による円滑で効率的な支援を行っている。

(3)大学ネットワークの活用

①東北学院大学の「災害ボランティアステーション」

土地勘と同窓会ネットワークのある被災地の大学が拠点となり学生ボラン ティアを被災地へ送り込んでいる。

学生ボランティアは、教育的観点からの意義も大きい。

2. 地域医療の課題

震災は、東北の抱える医療現場の問題をあらためて浮き彫りにした。 現在、問題解消の為に行われている内容を以下に記す。

【1】課題

(1)常勤医の離職

震災により地域医療の最前線を担う自治体病院が機能不全に陥り、勤務医の離職が相次いだ。

- (2)医師の地域偏在・診療科偏在している。
- (3)若手医師定着の為の勤務環境と教育環境の整備が不十分である。
- (4)包括的ケアの推進が遅れている。

【2】課題解消の為の動き

(1)東北版「自治医大」の設置(人材育成)

医師を地域医療に導く仕掛け作り

① 費を大学が全額貸与し、卒業後医師を受け入れた東北の病院が返還金を肩代わりすることで医師の地元定着を図る。(下記(2)の新設医学部の内容)

(2)医学部の新設

医師の偏在は大学数と相関することから、医学部新設することで偏在を解消する。 現在、仙台市の財団法人厚生会(仙台厚生病院を運営)が「臨床重視」「地域貢献重視」 を基本方針とした医学部新設構想を打ち出し、実現へ向け取り組んでいる。

- ■課題(3)(4)に関しては明確な取り組み事例がまだないのが現状です。
- ■医学部の新設には多くの解消すべき問題がある。しかし、医療不在の地には 人は住めず、復興もなしえない。被災地をはじめ東北から熱いメッセージを発信 することが必要である。

以上

参考資料: 河北新報社「東北再生 あすへの針路」